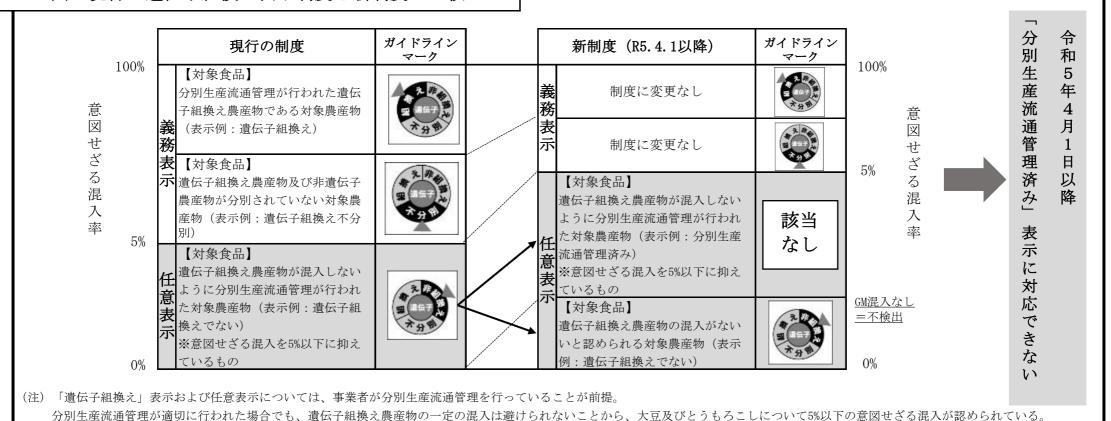
遺伝子組換え食品の新たな任意表示制度の施行に伴うガイドラインの改正について

背景

東京都では、消費生活対策審議会の答申を踏まえ、遺伝子組換え食品等のバイオテクノロジー応用食品について、平成13年度にバイオテクノロジー応用食品のマーク表示ガイドライン(以下「ガイドライン」)を策定しました。これにより現在、食品表示法に基づく食品表示基準に従い遺伝子組換えに関する表示をした食品について、消費者が商品を適切に選択できるように、都内事業者にマーク表示の協力を働きかけているところです。平成31年4月、食品表示基準が改正され、令和5年4月1日の「遺伝子組換え食品の新たな任意表示制度(以下「新制度」)」の施行に伴い、下図のとおり、混入率によって、任意表示の区分が2つに分けられることになりました。そのため、新制度における二段階の任意表示に対応できるよう、今年度、現行のマークの改正を行います。

図 現行の遺伝子組換え表示制度と新制度の比較



改正までの予定

令和4年6~7月 新しいマークの原画を作成(7月21日審査会*開催) 令和4年10月頃 ガイドライン改正 令和4年12月頃 事業者・消費者に周知(リーフレット作成) 令和5年4月1日 改正マーク施行

遺伝子組換え食品の新たな任意表示制度に対応した 遺伝子組換え食品のマーク表示例

食品表示法に基づく表示例(※)

都のガイドラインに 基づく表示マーク案

1. 遺伝子組換え大豆を原材料とする場合

名称 〇〇

原材料名 大豆(遺伝子組換え)、〇〇、△△

. . .





2. 遺伝子組換え大豆を分別していない大豆を原材料とする場合

名称

00

原材料名 大豆(遺伝子組換え不分別)、〇〇、

 $\Delta\Delta$

. . .





3. 遺伝子組換え大豆が混入しないように適切に分別生産流通管理が行なわれた大豆を原材料とする場合

名称

00

原材料名 大豆(分別生産流通管理済み)、〇〇、

 $\wedge \wedge$

. . .





4. 遺伝子組換え大豆が混入しないように適切に分別生産流通管理が行なわれ、 遺伝子組換えの混入がないことを確認した大豆を原材料と<u>する場合</u>

名称

00

原材料名 大豆(遺伝子組換えでない)、〇〇、

 $\Delta\Delta$

. . .





- ★ 3については、マーク表示にあたり、全ての原材料について、適切な分別生産流通管理が求められる。 4については、マーク表示にあたり、全ての原材料について、適切な分別生産流通管理が行われ、遺伝子 組換えの混入がないことが求められる。
- ※ 大豆を主な原材料とする食品